

キャンプディレクター
キャンプインストラクター の制度化を受けた「協会専用の補償制度」です。



NCAJ

National Camping Association of Japan

2021年度 公益社団法人 日本キャンプ協会

キャンプ保険

賠償責任危険担保特約セット
(国内旅行傷害保険) (*)

(*) 国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約等をセットすることができます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります)。

引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)

キャンプの必携品!!

キャンプ指導者のみなさまが、安心してキャンプ・野外活動を企画・指導できるよう、ご加入いただいた参加者全員とキャンプ指導者のキャンプ中のさまざまな事故を補償します。

(公社)日本キャンプ協会 専用の制度!!

一般加入の通常の場合と比べて、割安の保険料でご加入いただけます。
● ※団体割引10%適用

包括契約だから手続きは簡単!!

添付の「(郵便局) 払込取扱票」に必要事項を記入して、郵便局に保険料を払込むだけで全ての手続きは終了です。(保険料は、キャンプ参加実費と同時に参加者から徴収してください。)

その他の特徴

不幸にもキャンプ・野外活動中のケガが原因で学童や生徒のような若年層が後遺障害を負った場合、一生涯の経済負担は莫大となります。そこでキャンプ保険では、主要参加層である学童・生徒に厚い補償を提供します。
キャンプ管理下のみやキャンプ施設(敷地)内のみを補償するような保険とは異なり、参加者・指導者が自宅を出た時から、帰宅するまでの一連の行程を補償します。
(往路・復路においてキャンプ目的以外のいわゆる「寄り道」がある場合は、その間はお支払の対象外となる場合があります)

万が一のケガにも 保険会社と連携してスムーズな処理!!

キャンプ保険に加入した参加者・指導者が、キャンプ・野外活動中にケガをして保険金の請求が必要となった場合には、(公社)日本キャンプ協会キャンプ保険事務局と、引受保険会社(東京海上日動)が連携して加入者(キャンプ参加者)と直接手続を進めますから、指導者のみなさまの手間はかかりません。
(ただし、指導者というお立場上、参加者や保護者のために、キャンプ保険事務局への事故報告だけは指導者が進んで行われることをお勧めします)

重要

公益社団法人 日本キャンプ協会会員以外の方はご加入できません。

詳しい補償内容は裏面をご参照頂き、キャンプ企画・指導の際には、全員に加入を勧めてください。

加入手続きのご案内

1

保険料

(3泊4日以内であれば516円)を集めてください。

2

別紙の

「(郵便局) 払込取扱票」をご記入ください。

3

保険料を添えて最寄りのゆうちょ銀行または郵便局からお振り込みください。

以上で全てのお手続きは終了です

注意

- ① 3歳未満は加入できません。
- ② キャンプ開始の1週間前には払込みを完了させてください。これに間に合わないと、保険加入が出来ない場合があります。
- ③ キャンプ指導者ご自身の保険料もお忘れなく。(3泊4日以内であれば、(参加者数+指導者数)×516円となります)
- ④ 複数のキャンプ指導者がいる場合には、代表して1名がとりまとめてください。



● 手続きに関するお問い合わせや事故が起きた際のご相談は、下記までご連絡ください。

(公社)日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局

〒167-0032 東京都杉並区天沼3-2-2 山和荻窪ビル205A (株式会社ゆいわーく内)

Tel.03-5347-9565 Fax.03-6915-1131

● 夜間などの緊急事故対応については以下のフリーダイヤルをご利用ください。

東京海上日動安心110番

(事故受付センター) 0120-119-110

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

受付時間：24時間365日

補償内容

(1) キャンプ・野外活動中の傷害 (死亡・後遺障害保険金、入院保険金・手術保険金、通院保険金)

キャンプ場へ
往復時のケガ



キャンプ・野外活動中
のケガ



キャンプ・野外活動中、または
途上の交通事故によるケガ
(乗車中、歩行中とも)



(2) キャンプ・野外活動中の賠償責任

キャンプ・野外活動中
誤って他人にケガをさせた・
他人のモノを壊した



自動車運転中の
事故による
被害者への賠償



注意 お支払いできない場合 (賠償責任のみ)

預かり品の破損による
持ち主への賠償



保険期間

キャンプ・野外活動開始日 (自宅を出た時) から終了日 (帰宅した時) まで

ご契約金額とお支払いいただく保険料

- 注1. 手術保険金は、入院保険金日額の10倍 (入院中の手術) または5倍 (入院中以外の手術) の額をお支払いします。
2. 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合や、お支払いする保険金などについては、下表をご参照ください。
3. この保険契約は、事前にご加入いただいた全ての参加者・指導者を保険の対象となる方とし、(公社)日本キャンプ協会を保険契約者とする包括契約です。契約内容変更に関する請求権、保険契約を解約する権利等は、原則として、(公社)日本キャンプ協会が有します。

	ご契約金額 (保険金額)
死亡・後遺障害保険金額	1,000万円
入院保険金日額	4,000円/日
通院保険金日額	4,000円/日
賠償責任保険金限度額/1事故	1億円 (免責金額0円)

保険期間・お支払いいただく保険料 (ひとり当たり)		
2日まで (1泊2日)	4日まで (3泊4日)	7日まで (6泊7日)
428円	516円	606円

※8日以上の場合は個別にご照会ください。

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社はその影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (事故によりただちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額となります。	●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●げんかや自衛行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置 (保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合 *1治療への効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間 (保険のご契約期間) を通し合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*8 ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●ビクレル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、戦術以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、航空グライダー搭乗等の危険な運動中のケガ (特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。) ●自動車等の乗用車による競走、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●もちうち症、腰痛その他の症状で医学的に見所見のないもの
入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合	入院保険金日額に入院した日数 (実日数) を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日 (支払対象日数) を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金をお支払いできません。 ※支払対象となる「入院日数」は、180日 (支払対象日数) を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任 (宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ●車両 (クルマ、バイク、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶 (モーターボートを含みます。)、銃銃 (空気銃を除きます。)) の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任
手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けた場合 *4次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医療報酬点数表に、手術料の算定対象として挙げられている手術 ※傷を処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ②先進医療*5に該当する所定の手術 *5「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療 (先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において厚生労働省の承認を受けたもの) をいいます。詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。なお、療養を要した日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません (保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術*4 10倍 ②上記以外の手術*4 5倍 *1事故に基づきケガに対して上記①②の両方の手術を受けた場合には、10倍となります。 *21事故に基づきケガに対して、1回の手術に限ります。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任 (宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ●車両 (クルマ、バイク、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶 (モーターボートを含みます。)、銃銃 (空気銃を除きます。)) の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任
通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合 *6病院もしくは診療所において、または往診*6により、治療*2を受けたことをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 *7ギプス、キブス*8、ギブス*8、シーネその他これらに類するものをいいます。頸椎固定用シーネ、頸椎*8、頸部のコルセット、頸部固定帯、胸部固定帯、肘部固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他補綴が容易なもの除きます。	通院保険金日額に通院した日数 (実日数) を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日 (支払対象日数) を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金をお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は、90日 (支払限度日数) を限度とします。 ※通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った約款所定の部位を固定するために保険の対象となる方以外の医師の指示によりギプス等*7を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。 ※入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガを被った場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任 (宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ●車両 (クルマ、バイク、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶 (モーターボートを含みます。)、銃銃 (空気銃を除きます。)) の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任
賠償責任保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせた、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 *11回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要と有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 *12国内での事故 (訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。) に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 *13東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は示談交渉はできません。 *14損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 *15他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、賠償金が差し引かれることがあります。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任 (宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ●車両 (クルマ、バイク、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶 (モーターボートを含みます。)、銃銃 (空気銃を除きます。)) の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任

- *2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。
- *3 自宅等で治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療を受けることをいいます。
- *9 6親等内の血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。
- *10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます (以下の要件すべてを満たすことが書面等により確認できる場合に限りまします。)
- ①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
- *11 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます (婚姻とは異なります。)
- (注1) 上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外來性によるケガはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。(たとえは職業病、テニス肩等)
- (注2) 「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居または一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ご加入の際のご注意

- ご加入の際には、払込取扱票 (兼加入依頼書) の記入事項に間違いがないか十分に確認してください。記入事項が事実と相違している場合には、保険契約を解除し (この場合、お支払いいただいた保険料も返還できません。)、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金受取人: 死亡保険金受取人は原則として法定相続人となります。
- 保険契約の無効: 次の事実があるときは、保険契約は無効となります。
●加入に関し、指導者、参加者 (保険の対象となる方) または保険金を受け取るべき者 (これらの者の代理人を含みます。)) に詐欺的行為があったとき。
●加入時に指導者、参加者 (保険の対象となる方) または保険金を受け取るべき者 (これらの者の代理人を含みます。)) が既に事故またはその原因が発生したことを知っていたとき。
- 保険料領収時に生じた事故: 保険料を (公社)日本キャンプ協会が領収する以前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

補償の重複について

- 賠償責任危険担保特約等をご契約された場合、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同一の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください。*2
- *1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみでセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

もし事故が起きたときは

- 事故の通知: 事故の日時、場所、被害者名、事故状況などを30日以内に (公社)日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局または東京海上日動にご通知ください。
- 賠償事故の場合: 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ東京海上日動にご相談ください。なお、国内での事故 (訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)) に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。ただし、相手方が東京海上日動と直接折衝することに同意しない場合や、保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には示談交渉できません。
- 東京海上日動の代理店は、東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の事務管理業務などの代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接契約されたものとなります。
- 引受 保 険 会 社: 東京海上日動火災保険株式会社
(お問い合わせ先) (担当支店) 東京新都市支店 営業チーム TEL 03-3375-8258
取 扱 代 理 店: 株式会社ゆいわーく TEL 03-5347-9565

このパンフレットは国内旅行傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

必要に応じて、このページをコピーまたは転載し、キャンプ保険の概要として参加者 (加入者) へお知らせください。